

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	自動車整備士技能検定に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国土交通省は、自動車整備士技能検定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

国土交通大臣

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自動車整備士技能検定に関する事務
②事務の概要	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 【資格に係る部分】 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) i.資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。))に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。 ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。 iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。 ■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii.資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。 ■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 自動車整備士審査システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報を連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。 【試験に係る部分】 ■試験管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) 国家資格等情報連携・活用システムでは、個人番号を利用することにより、当該資格試験受験者の本人情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日及び性別)を迅速かつ正確に検索し、及び管理する。個人番号については、登録を受けようとする資格試験受験者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 i.受験者管理 ・受験情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後、受験情報の登録を行う。なお、登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、申請者本人であることを確認する。システムにおいて受験料の支払い有無や入力項目の不備、添付書類の状況について、審査を行う。その後、受験地、受験日の管理を行い受験票の発行を行う。 ・受験情報の訂正・変更 受験審査の他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、受験者情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 ・受験情報の削除 受験審査の他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、受験者情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、受験情報の削除が決定した場合、名簿から削除を行う。 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.決済 試験申し込みに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。 ii.入出金管理 各種申請を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。 iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。 ■受験票等発行事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.受験票発行 希望者については、受け付けた受験申込みに対して、受験資格の有無等の審査を行い、デジタル受験票の発行を行い通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、受験票の確認をすることができる。 ii.合格証発行 試験の合格について通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、合格証明書の確認をすることができる。 国家資格等情報連携・活用システムでは、合格証明書の印刷機能が無いため、必要に応じ、自動車整備士審査システムへデータを連携し、印刷・送付を行う。再発行については、申請を受理した後に内容を確認し、問題が無ければ再発行処理を行う。 iii.結果通知書発行 試験の可否判定結果について通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、結果通知の確認をすることができる。 ■受験情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 自動車整備士審査システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む受験情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な受験情報の管理を行う。 【自動車整備士審査システムに係る部分】 ■由請(特定個人情報ファイルの取扱有)

	■申請情報の連携（マイナポータル）での申請情報の連携を国家資格等情報連携・活用システムから受け取る。紙での申請情報を運輸支局で受領する。 ■審査（特定個人情報ファイルの取扱有） 受理した申請情報をシステム上で審査し、受験者の受験資格・免除資格について判定する。紙での申請情報については、このタイミングで自動車整備士審査システムに登録する。 ■試験（特定個人情報ファイルの取扱無） 学科試験及び実技試験を実施する。試験後は自動車整備士審査システムに可否情報を登録する。 ■登録（特定個人情報ファイルの取扱有） 合格者について決裁し、合格情報を自動車整備士審査システム経由で国家資格等情報連携・活用システム及び自動車検査・整備情報システムに連携する。 ■本人情報変更（特定個人情報ファイルの取扱有） オンライン（マイナポータル）での本人情報変更申請情報の連携を国家資格等情報連携・活用システムから受け取る。紙申請を行った資格保有者が合格証書を紛失した場合や、氏名変更等があった場合に、合格証明願を受領し、合格証明書を発行する。 ■免除情報登録（特定個人情報ファイルの取扱無） 自動免除判定のために必要な情報をポータルサイトから受け取る。
③システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、自動車整備士審査システム、自動車検査・整備情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自動車整備士資格関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲） 別表 項番26の3 ・住民基本台帳法 第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供） 別表第1 項番113
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	物流・自動車局自動車整備課
②所属長の役職名	自動車整備課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	国土交通省物流・自動車局自動車整備課 東京都千代田区霞が関2－1－3 TEL:03－5253－8599
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	国土交通省物流・自動車局自動車整備課 東京都千代田区霞が関2－1－3 TEL:03－5253－8599
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☒] 接続しない(入手) [☒] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「申請情報（紙）の登録」においては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、申請時の本人性及び真正性確認の実施（マイナンバーカード又はマイナンバー付きの住民票及び顔写真付き身分証明書の確認）を厳守することとしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。なお、自動車整備士技能検定に関する事務のうち特定個人情報ファイルを扱う事務において、人手を介在させる作業は上記のみである。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分にしている ☐ 十分に行っていない	
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐	
<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	☐	
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		

変更箇所

[illegible]